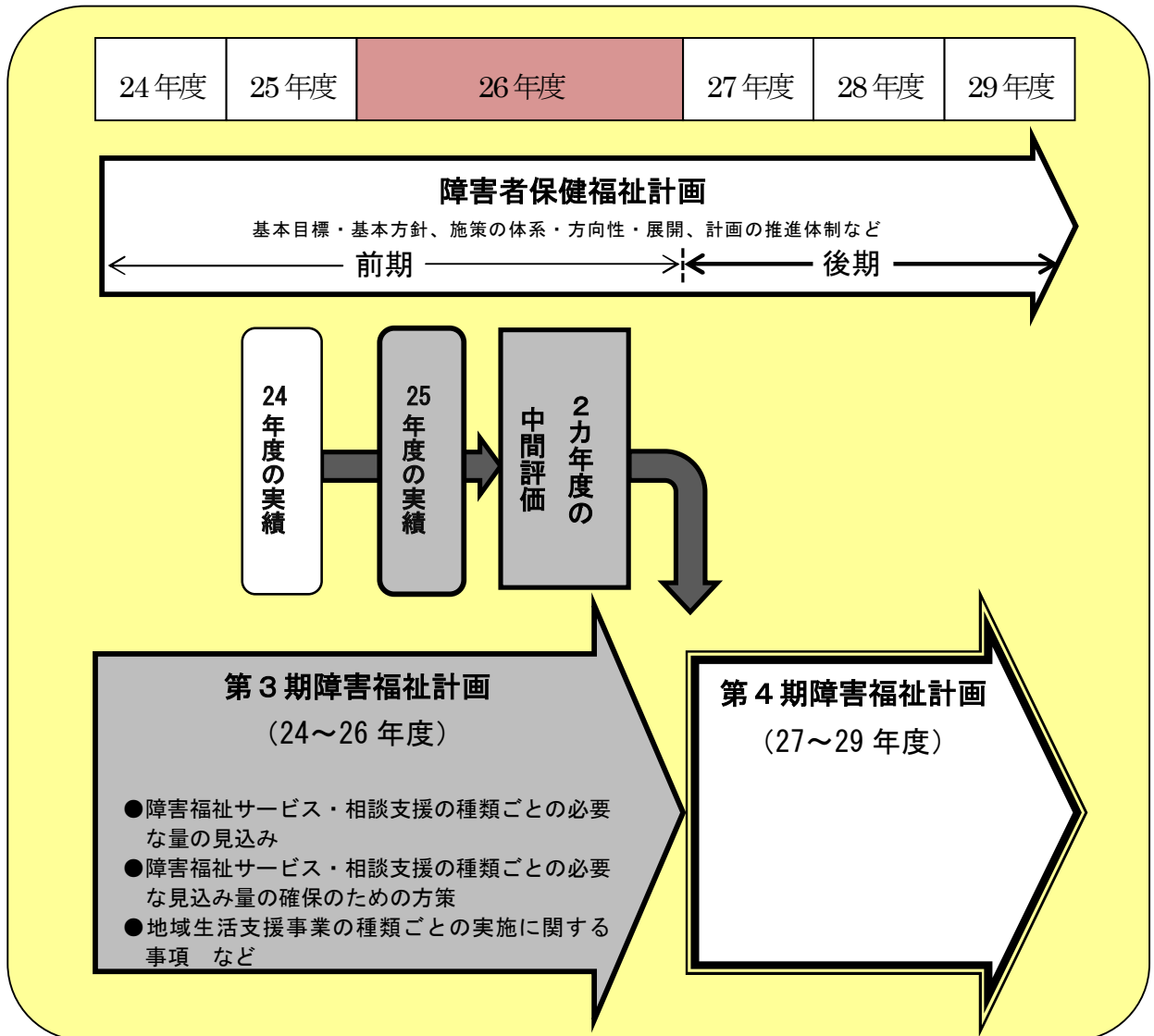


「第4期仙台市障害福祉計画」の策定について

1 仙台市障害保健福祉計画と仙台市障害福祉計画の関係



2 第4期仙台市障害福祉計画の策定に係る指針について

本市では、障害者保健福祉計画の中間評価を踏まえ、以下の国及び県の基本的な指針等に基づき、標記計画を策定する。

- (1) 「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号／最終改正 平成26年厚生労働省告示第231号）
- (2) 「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」（平成26年5月15日改正障企自発第0108001号）
- (3) 「第4期障害福祉計画策定のための県の基本的な指針」宮城県